

富谷市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における少子化対策の強化に資するとともに、若い世代の婚姻に伴う新生活に係る支援を行い、経済的負担の軽減を図るため、新規に婚姻した世帯に対して予算の範囲内において富谷市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和61年富谷町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 申請年度の前年度の1月1日から申請年度の12月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された日における夫婦の年齢がいずれも39歳以下である世帯をいう。
- (2) 申請期間 申請年度の4月1日から12月31日まで（婚姻日（婚姻届を提出し、受理された日をいう。以下同じ。）が申請年度の12月1日から同月31日までの夫婦は申請年度の1月31日まで）の期間をいう。
- (3) 住居費 交付決定年度の4月1日から12月31日まで（婚姻日が申請年度の12月1日から同月31日までの夫婦は申請年度の1月31日まで）の間に支払った費用のうち、次のいずれかに該当する費用をいう。ただし、支払った額が領収書等により確認できるものに限る。

ア 婚姻を機に新たに市内に住宅（婚姻日より前に取得した住宅にあつては、婚姻を機とした取得であつて、その取得日が婚姻日から起算して1年以内のものを含む。）を取得した費用であること。

イ リフォーム（婚姻日より前にリフォームした住宅にあつては、婚姻を機としたリフォームであつて、そのリフォーム日が婚姻日から起算して1年以内であるものを含む。）を実施した費用であること。

ウ 賃借するために要した費用のうち、賃料（婚姻日より前に賃借した住宅にあつては婚姻を機として賃借した住宅であつて、その賃借した日が婚姻日から起算して1年以内であるものを含む。）、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、対象となる費用から当該住宅手当に相当す

る額を控除する。

- (4) 引越費用 婚姻を機に市内に引越をするために要した費用のうち、申請期間に引越業者又は運送業者へ支払いをした費用（婚姻日より前の引越にあつては、婚姻を機とした引越であつて、その引越日が婚姻日から起算して1年以内であるものを含む。）であり、支払った額を領収書等により確認ができること。

（補助対象世帯）

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の申請日において、夫婦いずれかが富谷市（以下「市」という。）の住民基本台帳に記載があり、かつ、記載された住所が対象となる申請に係る住宅の所在地と同じになっており、補助金の交付を受けた日から3年以上、当該住宅に定住する意思があること。
- (2) 世帯の所得（合計所得金額を明らかにすることができる自治体の証明書等をもとに、新規に婚姻した世帯から申請を受けた自治体が定める年の夫婦の合計所得金額を合算した額）が500万円未満であること。
- (3) 夫婦いずれもが婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (4) 夫婦いずれもが、公共機関、企業、団体等が実施している次の講座のいずれかを受講していること。

ア ライフデザイン支援講座

イ プレコンセプションケアに関する講座

ウ 医療機関や市保健師への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事・子育て講座

オ 上記ア、イ及びエの講座の実施主体が提供する動画視聴による受講

- (5) 夫婦のいずれもが、これまでに地域少子化対策重点推進交付金実施要領に規定する結婚新生活支援事業に基づく補助金等（他自治体での補助金等を含む。）の交付を受けたことがないこと。
- (6) 夫婦のいずれもが市税（富谷市税条例（昭和29年富谷町条例第5号）第3条に規定する市税をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。
- (7) 夫婦のいずれもが富谷市暴力団排除条例（平成25年富谷町条例第13号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有しない者であること。

2 前項各号に該当する新婚世帯として前年度に補助金の交付を受けた世帯であって、交付を受けた補助金が第5条第1項に規定する補助上限額に達しなかった世帯については、初めて交付を受けた年度の翌年度に限り、補助対象世帯とするものとする。

3 第1項第1号に規定する住民基本台帳に記載の住所並びに第2号及び第3号に規定する要件の確認は、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）の同意に基づいて住民情報及び課税情報を確認（以下「公簿等確認」という。）することにより行うものとする。ただし、市が申請年度におけるこれらの情報を確認できない場合は、夫婦それぞれの申請年度の課税（所得）証明書、非課税証明書その他の書類により確認するものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住居費及び引越費用とする。

2 住居費のうち、住宅の賃借に要した賃料及び共益費については、3か月分の経費を上限とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額（補助対象経費から当該経費に対する他の補助金等（勤務先からの住宅手当等の手当を含む。）を控除した額をいう。）に相当する額とし、1世帯当たり30万円（婚姻日における夫婦の年齢がともに29歳以下である世帯にあつては60万円）を上限とする。

2 第3条第2項に規定する世帯に対する補助金の額は、前項に規定する補助上限額から前年度に当該世帯に交付した額を控除した額を上限とする。

3 前2項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 申請者は、富谷市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に市長に提出するものとする。

(1) 夫及び妻の申請年度の課税（所得）証明書又は非課税証明書（申請年度の前年度の1月1日時点で市の住民基本台帳に記載がない場合に限る。）

(2) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書等の写し（住宅取得に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）

(3) 住宅の工事請負契約書又は請書及び領収書等の写し（住宅のリフォームに係る補助

金の交付を申請する場合に限る。)

- (4) 住宅の賃貸借契約書及び賃借に要した費用に係る領収書等の写し（住宅の賃借に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (5) 夫及び妻の住宅手当の支給状況を証明できる書類（住宅の賃借に係る補助金の交付を申請する者であり、給与所得者である場合に限る。）
- (6) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- (7) 引越費用に係る領収書等の写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (8) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- (9) 第3条第1項第4号に規定する講座を受講したことが分かる書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、富谷市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は富谷市結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 市長は、第6条に規定する申請書の提出をもって規則第12条に規定する実績報告があったものとみなす。

（補助金の請求）

第9条 第7条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、富谷市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の日から起算して3年以内に正当な事由のない転出又は当該住宅を第三者に譲渡若しくは第三者へ貸与したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を取り消すべき事由があると認め

たとき。

(委任)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。